

## 1. 政策及び 15 年度重点施策等

政 策	リスクに対応した実効性のある検査の実施
15 年度 重点施策	検査に係る基本方針・計画にて策定し、実施 情報収集・分析態勢の強化

## 2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	金融機関のリスク管理態勢が確立されていること

## 3. 政策の内容

平成15 検査事務年度（15 年7月～16 年6 月）においては、リスクに対応した実効性ある検査の実施に向けて、個別金融機関のリスクも勘案しつつ、検査基本方針を策定し、当該基本方針に以下のとおり4つの重点課題を掲げ、これに取り組むこととしました。

主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進

中小企業等の経営実態等に即した的確な検査の確保

システムリスク管理態勢の検証

政策金融機関・郵政公社に対する検査の実施

これらのほか、当該基本方針においては、各業態固有のリスクを踏まえた業態別重点課題を掲げ、これに取り組むこととしました。

なお、15 検査事務年度の検査の基本方針等については、「平成15 検査事務年度検査基本方針及び基本計画」（平成15 年8月18 日）として公表しています。

また、当該基本方針に掲げた4つの重点課題に加えて、検査局に検査の参考となる情報の収集・分析を行う調査室を設置し、情報収集・分析態勢の強化を図ることとしました。

## 4. 平成 15 事務年度における事務運営についての評価

(1) 平成 15 検査事務年度においては、銀行等（銀行持株会社を含む）については、94 件の検査を実施しました。このうち、コンピューターシステム統合を行う銀行等に対するシステム統合リスク管理態勢検査 11 件や特別危機管理銀行に対するガバナンス検査 1 件を行いました。また、信用金庫・信用組合等の協同組織金融機関について 236 件、保険会社について 14 件、証券会社等について 107 件、その他の金融機関について 396 件の検査をそれぞれ実施しました。

これらの検査においては、各業態固有のリスクや個別金融機関毎のリスク特性を踏まえた的確な実態把握を行い、各金融機関のリスク管理上の問題点の指摘を的確に行った結果、金融機関のリスク管理態勢の改善に効果があったものと考えます。

(2) 4つの重点課題及び情報収集・分析態勢の強化に係る施策に関する評価は、以下のとおりです。

主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進

ア．通年・専担検査体制の下での検査の実施

主要行グループを一体的に捉えた専門性の高い検査を継続的に実施することが可能となり、検査の実効性・効率性が高まることとなりました。

イ．自己査定と検査結果の集計ベースでの格差公表

公表結果によれば、貸出金分類額の増加率では1巡目35.9%、2巡目10.1%、3巡目6.0%であり、償却・引当額の増加率では1巡目47.1%、2巡目14.2%、3巡目8.7%となっており、貸出金分類額の増加率及び償却・引当額の増加率ともに減少しており、主要行の自己査定の精度が向上してきたものと考えます。

ウ．特別検査等の実施及び再建計画検証チームによる債務者企業の再建計画の検証

これまでの特別検査等の実施や再建計画検証チームによる再建計画の重点的検証の結果、大口債務者の適切な債務者区分の確保が行われ、資産査定の厳格化を促進したのと考えています。

エ．大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一

大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一を行った結果、主要行における大口債務者の適正な債務者区分の確保に効果があったものと考えています。

オ．繰延税金資産の厳正な検証

繰延税金資産の計上額の妥当性の検証の結果、主要行全11行の繰延税金資産のTier 1に占める割合の推移をみると、15年3月期59.5%、15年9月期42.5%、16年3月期36.3%となっており、繰延税金資産の適正な計上に効果があったものと考えます。

カ．大口与信管理態勢検査の導入

大口与信管理態勢検査の導入により、大口与信管理態勢が不十分と認められる主要行の大口与信管理態勢上の問題点を適時・的確に把握することが可能となり、管理態勢の改善を促す効果があるものと考えています。

以上の資産査定の厳格化に向けた各種施策や大口債務者に係る引当金算定方法としての DCF 法の適用などの諸施策があいまって、特別検査対象者の大口要管理先への引当率が 15 年 3 月期 22%から 16 年 3 月期 40%と大幅に上昇するなど、貸倒引当金が手厚くなった一方、不良債権コストは、15 年 3 月期 1.3 兆円から 16 年 3 月期 0.9 兆円に低下しており、不良債権問題の正常化が着実に進展したものと考えています。

#### 中小企業等の経営実態等に即した的確な検査の確保

金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の改訂案公表時のパブリックコメントにおいて改訂を評価する意見が多数寄せられました。また、本年 2 月の改訂後に検査を実施した金融機関から、検査モニターを通じての意見聴取を行ったところ、改訂を評価するものや、債務者との意思疎通に向けた体制整備等の改訂の内容に即した前向きな取組みを行うものなどが見られました。

今後、より一層きめ細やかな中小企業等の実態に即した検査の実施に寄与するものと考えています。

#### システムリスク管理態勢の検証

合併等の経営再編によるコンピューターシステム統合に係るシステムリスク管理態勢について検査を実施することにより、コンピューターシステム統合時のリスクやこれに対する経営陣の認識及び取組み状況を的確に把握し、経営陣に指摘した結果、コンピューターシステム統合予定金融機関のガバナンスの向上、経営陣の的確なリスク把握を促しました。こうした取組みは、検査後フォローアップにおける監督部門との緊密な連携とあわせ、コンピューターシステム統合時における重大なシステム障害発生の抑制に寄与できたものと考えています。

#### 政策金融機関・郵政会社に対する検査の実施

政策金融機関・郵政会社に対する検査については、各機関毎のリスク特性も踏まえ、的確な実態把握を行い問題点の指摘を行ったうえ、主務大臣に対して検査結果を報告することにより、主務大臣のこれら機関に対する監督に資したものと考えます。

#### 情報収集・分析態勢の強化

検査局に調査室を新設し、各種情報の収集及び分析業務の専担化を行った結果、聞・雑誌記事等の情報の効率的収集・活用が可能となり、各検査班の情報収集に係る作業負担が軽減されました。また、業界動向分析等の高度な分析が可能となり、その分析結果を各検査班に伝達した結果、これらの情報を活用して債務者実態がより多面的に把握されるなど深度ある検査に寄与したものと考えています。

(3) 各金融機関の検査においては、各業態固有のリスクを踏まえるとともに、個別金融機関毎のリスク特性を踏まえた的確な実態把握を行いました。

例えば、個別主要行の大口与信管理に係るリスクに対応し、大口与信管理態勢が不十分と認められる主要行に対する大口与信管理態勢検査の導入したこと、合併等の経営再編によるコンピューターシステム統合を控え、システムリスクが通常時時よりも高まった銀行等に対して、システム統合リスク管理態勢検査を実施したこと、特別危機管理銀行に対するガバナンス検査を実施したこと、政策金融機関・郵政公社に対する各機関毎のリスク特性も踏まえた検査を実施したこと、等が挙げられます。

また、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の改訂では、資産内容に特に問題がない等の金融機関の検査で検証が省略できる債務者の金額基準を引き上げたことにより、個別金融機関のリスクに一層対応した検査が可能となりました。

このように検査において把握した各金融機関のリスク管理上の問題点を的確に指摘したこと等により、金融機関のリスク管理態勢の改善に効果があったものと考えます。

## **5. 今後の課題**

(1) 金融庁においては、平成16年度末までに「金融再生プログラム」を着実に推進し、主要行の不良債権問題を終結させるとともに、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化等により中小企業の再生と地域経済の活性化を図り、強固な金融システムの構築を目指しています。平成17年4月には、金融システム全体の効率化のために重要なペイオフ解禁拡大が予定されています。また、近時、株価、金利等の市場動向に変化がみられます。このように金融機関を取り巻く環境は新たな局面を迎えています。

さらに、「経済財政基本運営と構造改革に関する基本方針2004」において、平成16年末を目途に「金融重点強化プログラム」（仮称）を策定することとされています。

今後、検査マニュアルの下での検査の定着、金融機関を取り巻く環境への的確な対応等を考慮し、各金融機関のリスク特性等に応じてメリハリをつけた検査や特定のリスクに焦点を当てた検査など、より重点的かつ機動的な検査を実施する必要があります。

(2) 平成17年度において、上記の検査等の実施のため、機構定員要求を行う必要があります。

## **6. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。